

## 県内空港活用青少年国際交流促進助成事業実施要領

### 1 趣旨

この要領は、秋田県内に在住する青少年の国際感覚醸成を支援するとともに、県内空港発着国際便の利用促進による地域の国際化を支援するための県内空港活用青少年国際交流促進助成事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 助成対象事業

- (1) 市町村が事業主体となって秋田韓国国際定期便又は県内空港発着国際チャーター便（以下「県内空港発着国際便」という。）を原則往復利用して行う青少年の国際交流事業
- (2) 学校（学校単位の実行委員会を含む。）および民間団体（営利を目的とするものを除く。）（以下「学校等」という。）が事業主体となって県内空港発着国際便を原則往復利用して行う青少年の修学旅行（渡航先の青少年との交流を行うものに限る。）・国際交流事業（スポーツ、芸術、生活文化等に関連する自主的に計画した国際交流事業をいう。）のうち、次のいずれかに該当するものア 県の秋田韓国交流促進事業費補助金（以下「県補助金」という。）の交付決定を受けた事業  
イ 国際交流事業で県補助金の採択期間（調整支給期間を含む。）が満了したものであって引き続き実施するもの  
ウ 学校等に対して市町村が補助する事業  
エ 本要領の規定に合致することについて市町村の審査を経た事業（韓国との交流を除く。）

### 3 対象除外事業

- (1) 営利を目的としたもの
- (2) 2 (2)エの事業にあつては、国、県又は市町村からの補助金又は助成金の対象となっているもの
- (3) 違法な活動、公序良俗に反する活動、宗教活動又は政治活動を伴うもの
- (4) その他本事業の目的および趣旨に反するもの

### 4 助成対象団体

- (1) 2 (1)および2 (2)ウ 市町村
- (2) その他 学校等

### 5 助成対象経費および助成内容

- (1) 派遣事業の場合  
航空運賃、空港利用税、燃油サーチャージおよび宿泊費を対象経費として、2 (1)の事業にあつては、1 団体当たり100万円を限度とし、1 人当たり2万円を超えない額を助成する。2 (2)の事業にあつては、1 団体当たり200万円を限度とし、1 人当たり5千円を超えない額を助成する。  
ただし、2 (2)ウの事業にあつては、市町村の補助額を超えないものとする。
- (2) 受入事業の場合  
交通費（県内事業者からの貸切バス代）および県内宿泊費を対象経費として、1 団体当たり25万円を限度とし、1 人当たり5千円を超えない額を助成する。  
ただし、2 (2)ウの事業にあつては、市町村の補助額を超えないものとする。
- (3) 助成については、予算の範囲内での助成とし、付添者、引率者など青少年以外の者は対象とはしない。なお、助成の対象となる青少年とは、次の者をいう。

ア 派遣事業については、県内在住の小学校の児童ならびに中学校、高等学校、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）および専修学校（高等課程）の生徒

イ 受入事業については、アに掲げる者に相当する者

## 6 助成対象期間

平成29年度の1カ年度とする。

## 7 助成金申請交付手続

(1) 事業の実施主体（市町村又は学校等）は、公益財団法人秋田県市町村振興協会（以下「協会」という。）に対して、「公益財団法人秋田県市町村振興協会助成金交付要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、次のアからウまでに掲げる書類を添えて申請を行うものとする。（要綱第6条関係）

ただし、2(2)ア又はイに該当する事業については県補助金交付関係書類（交付申請書、交付決定通知書および実績報告書）の写し（2(2)イに該当する事業の場合は、同等のもの）と次のアに掲げる書類のみの提出とし、2(2)エに該当する事業については市町村が審査した県内空港活用青少年国際交流事業チェックシートも提出することとする。

なお、事情により実施主体が当該事業完了前に助成金の交付を受けようとするときは、その理由等を記載した書類も提出することとする。

ア 助成金交付申請書（様式第1号）

イ 助成事業実施計画書（様式第2号）

ウ 収支予算書

(2) 協会の理事長（以下「理事長」という。）は、助成金交付申請書等を受理したときは、当該申請書の内容を審査の上、助成金交付の可否を決定し、交付の決定をしたときは、速やかに助成金交付決定通知書（様式第3号）により申請者へ通知するものとする。（要綱第8条関係）

(3) 理事長は、助成金の交付を決定したときは、事業完了前であっても、助成金額の2分の1の額を限度として交付できるものとする。（要綱第9条関係）

(4) 申請者は、事業が完了した日後30日以内に助成事業実績報告書（様式第4号）、収支決算書および助成金の請求書を提出しなければならない。（要綱第11条関係）

ただし、2(2)アに該当する事業については、助成事業実績報告書に代え、県に提出した県補助金の実績報告書等の写しを提出するものとする。

(5) 理事長は、前号の報告書を受理後、速やかに申請者に対して助成金を交付するものとする。

### 附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、公益財団法人秋田県市町村振興協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。